

# 第二百十回 参議院 総務委員会 会議録第六号

令和四年十二月二日(金曜日)

午後三時十三分開会

委員の異動

十二月一日

辞任

石川 大我君  
高橋 光男君

補欠選任  
野田 国義君  
横山 信一君

出席者は左のとおり。

委員長 河野 義博君  
理事 佐藤 啓君  
中西 祐介君  
三浦 靖君  
小沢 雅仁君  
山本 博司君  
井上 義行君  
江島 潔君  
高野光二郎君  
高植 芳文君  
長谷川英晴君  
舞立 昇治君  
牧野たかお君  
松下 新平君  
山本 順三君  
岸 真紀子君  
古賀 之土君  
野田 国義君  
横山 信一君  
片山 大介君  
柳ヶ瀬裕文君  
竹詰 仁君  
伊藤 岳君

国務大臣

総務大臣

副大臣

事務局側

政府参考人

総務省大臣官房  
地域力創造審議  
官  
総務省自治行政  
局選挙部長  
総務省国際戦略  
局長  
総務省情報流通  
行政局長  
総務省総合通信  
基盤局長  
資源エネルギー  
庁長官官房資源  
エネルギー政策  
統括調整官

大臣 大村 慎一君  
副大臣 森 源二君  
事務局長 田原 康生君  
局長 小笠原陽一君  
総務省情報流通行政局長 竹村 晃一君  
総務省総合通信基盤局長 山田 仁君  
資源エネルギー庁長官官房資源エネルギー政策統括調整官 山田 仁君

大臣 松本 剛明君  
副大臣 中谷 真一君  
事務局長 井野 俊郎君  
政府参考人 佐藤 研資君

大臣 浜田 聡君

大臣 松本 剛明君

大臣 中谷 真一君

大臣 井野 俊郎君

大臣 佐藤 研資君

大臣 大村 慎一君

大臣 森 源二君

大臣 田原 康生君

大臣 小笠原陽一君

大臣 竹村 晃一君

大臣 山田 仁君

大臣 山田 仁君

○委員長(河野義博君) たいまから総務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、高橋光男君及び石川大我君が委員を辞任され、その補欠として横山信一君及び野田国義君が選任されました。

○委員長(河野義博君) 地方交付税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対する質疑は既に終局しておりますので、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○伊藤岳君 私は、日本共産党を代表して、地方交付税法改正案に対する反対討論を行います。

本法案は、今年度の国税収入の増額と二〇二一年度国税決算により増額となった地方交付税の扱いについて、その大部分を翌年度に繰り越す措置を行うものであります。

現行法は、年度途中に増額となった地方交付税はその全額を地方自治体に交付すると定めております。新型コロナウイルス禍の中、脆弱さが浮き彫りとなった地方行政を立て直し、深刻さを増す物価高騰から住民の暮らし、営業を守ること、ケア労働者や公務労働者の賃上げ、処遇改善を図ることなど、地域の実情に応じた地方自治体の積極的な対策が求められています。それを支えるためにも、現行法にのっとり、地方交付税を地方自治体に交付すべきです。

しかしながら、本法案の主な内容は、増額となる地方交付税一兆九千二百一十億円のうち、その大部分に当たる一兆四千二百四十二億円を翌年度の交付税総額に繰り越し、加算するものです。また、臨時財政対策債の縮減対策や交付税特別会計

への借入金への償還分に充てるなどの地方財政の健全化への措置もありません。

年度途中で生じた増額は現行法にのっとり全額地方自治体に交付すること、地方財源不足を解消するために地方交付税の法定率を抜本的に引き上げるべきであることを述べて、討論いたします。

○委員長(河野義博君) 他に御意見もないようです。これから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

地方交付税法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○委員長(河野義博君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(河野義博君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(河野義博君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、総務省大臣官房地域力創造審議官大村慎一君外五名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(河野義博君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日の会議に付した案件

○地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○政府参考人の出席要求に関する件

○参考人の出席要求に関する件

○国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(河野義博君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に日本放送協会会長前田晃伸君外一名を参考人として出席を求めらるることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(河野義博君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(河野義博君) 国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。松本大臣。

○国務大臣(松本剛明君) ありがとうございます。

国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる革新的な情報通信技術の創出を推進するため、国立研究開発法人情報通信研究機構について、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発に関する業務のうち一定の要件を満たすものに要する費用に充てるための基金を設けるとともに、当該基金等に対して電波利用料を財源として補助金を交付するための規定を整備する等の措置を講ずる必要があります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、機構は、革新的な情報通信技術の創出のための公募による研究開発等に係る業務であつて一定の要件を満たすものに要する費用に充てるための情報通信研究開発基金を設け、政府により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとするとしております。

第二に、政府は、予算の範囲内において、機構

に対し、情報通信研究開発基金に充てる資金を補助することができることとし、あわせて、基金の運用方法の制限等について規定することとしております。

第三に、機構は、毎事業年度、情報通信研究開発基金に係る業務に関する報告書を作成して総務大臣に提出するとともに、総務大臣は、当該報告書に意見を付けて、国会に報告しなければならないこととしております。

第四に、機構は、情報通信研究開発基金に係る業務について、一般財源と電波利用料財源ごとに、経理を区分し、勘定を設けて整理しなければならないこととしております。

第五に、総務大臣が交付する電波利用料を財源とする補助金を、情報通信研究開発基金その他の周波数の有効利用に資する研究開発を複数年度にわたって実施するための基金に充てることのできる旨を明確化するとともに、当該基金の使用状況を毎会計年度公表することとしております。

以上のほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要でございます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(河野義博君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

○小沢雅仁君 立憲民主党の小沢雅仁でございます。会派を代表して質問をさせていただきます。

まず初めに、今日は、お忙しい中、NHKの前田会長にお越しをいただきました。ありがとうございます。

本年三月二十九日の令和四年度NHK予算の質

疑において、新放送センターの建設計画の抜本的見直しについて前田会長にお聞きを、会長から、今後、建設費全体が高騰するなど見通せない要素もございますが、放送センター建て替えの見直しを更に進め、全体としてのコストの抑制に努めてまいりたいと思っております。また、検討の内容につきましても、具体的な内容がまとまり次第お示しをし、視聴者・国民の理解が得られるように説明に努めてまいりたいという御答弁をいただいたところでございます。

それから大分時間もたつたところでございますが、また、そのときの附帯決議にもその項目が盛り込まれております。現時点における具体的な見直しについて、まず前田会長にお伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○参考人(前田晃伸君) お答え申し上げます。

放送センターの建て替え計画につきましては、引き続き様々な角度から見直しを行っております。

十月に公表いたしました経営計画の修正案に盛り込んだ受信料の値下げや衛星波の整理、削減に伴いまして、今後、コンテンツ制作の総量を抑制し、NHKならではの質の高いコンテンツに集中させていくこととしております。これに伴いまして必要な設備も変わってまいります。

また、放送と通信の融合時代の公共放送の役割などにつきましても、現在、総務省の公共放送ワーキンググループで議論がされております。今後のNHKの業務の在り方に関わるものとして、その内容を見極めていく必要がございます。

一方で、二〇一六年の建て替え計画策定時に比べまして建設費全般が高騰しております。その影響も見ていく必要がございます。来年度、二〇二三年度に策定する次期経営計画も見据えた検討が必要だと考えております。

いづれにいたしましても、これらの環境変化を踏まえ、更なる検討を進めまして、内容が固まり次第明らかにさせていただきたいと思っております。

○小沢雅仁君 ありがとうございます。

二〇一六年の策定段階から大分環境も変わってきておりますし、そして技術革新によって様々な設備が小型化されてきているというふうにも思いますが、是非しっかりと見直しをしていただければ、なるべく早期に具体的な内容を是非視聴者の皆さんや国民の皆さんに明らかにさせていただけるように改めてお願いをさせていただきますと思っております。

次に、受信料契約の値下げによる経営状況についてお伺いをしたいと思います。地上契約も含めた受信料の値下げ規模は、正直申し上げて、私も大変衝撃というか、驚きでございました。受信料値下げ後の収入減を埋めるのに必要な原資は千五百億円に膨らんだというふうにも思っております。

会長は、十一月十日の定例記者会見で、人件費を下げて費用を捻出するというよりも制作費を下げる方が合理的だと考えている、職員のモラルの問題もあるのでは人件費を下げれば良いということにはならないと思うというふうにお答えになられておりました。

一方、十月末公表の第二・四半期業務報告によると、今年の四月から九月までの六か月間で受信料契約数が十九万八千件減つた。今年、年間目標十万件減をまさしく倍ぐらいたるスピードで契約件数が減少しております。

本間に人件費に手を付けないで乗り越えられるのかという不安の声も私に寄せられておりますし、そのしわ寄せが子会社に行くのではないかと、その声も聞こえてきております。この点について、前田会長のお考えをお聞きしたいと思います。

○参考人(前田晃伸君) お答え申し上げます。

今回の受信料値下げを含む還元策は、スリムで強靱なNHKに生まれ変わるという強い意思表示でもございます。過去にない大規模な値下げで当面収支は赤字となりますが、剰余金約千五百億円程度の活用によりまして、更なる構造改革により、二〇二七年度には収支均衡となることが可能だと考えております。

また、営業のやり方につきましても、過去の営業のやり方がいろいろと問題点も指摘されましたので、今年の四月から組織を抜本的に変えまして、この営業のやり方を共感・納得の営業活動という新しいネーミングをしまして、営業のやり方を全面的に改革し、し始めたばかりでございます。この四月から新しい手法に変えている最中でございます。時間には掛かりますが、私はこれが早道だと確信をいたしております。

また、人件費の御質問ございましたが、現在、NHKでは人員が過剰という状況ではございません。また、一方、職員の問題もありませんので、私は給与水準の引下げや人員整理をやるべきでないと考えております。

今後あらゆる領域で改革を推進して、効率的な業務運営をするということは大事だと考えております。

○小沢雅仁君 ありがとうございます。

働いているNHKの職員の皆さんも、今回の受信料の値下げというか引下げですね、大変不安を持って受け止めているというふうに思います。是非、社内の中でしっかりと職員の皆さんとコミュニケーションを取っていただいて、心を一つに、同じ方向性に、改革の方向性ですね、気持ちが一緒になるように取組を是非重ねて、お願いをさせていただきます。

次に、同じ定例記者会見で、制作コストを下げることを徹底していくということ、質ですね、質を落とすと視聴者は離れてしまうと、この矛盾した要求を二つ満足させる改革が必要というふうな言及されております。

NHKらしき、公共放送の使命を追求させながら番組を制作されると思いますが、この点についてどのようにお考えをお持ちなのか、また、NHKの使命である災害報道体制ですね、災害があった場合の報道体制、これに影響が出ないのかどうなのか、会長の考え方を伺いたいと思います。

○参考人(前田晃伸君) 今回の改革は、基本的にやっぱりNHKの番組のクオリティを下げたといけないということございまして、これが大前提の改革になっております。

そういう意味で、NHK、災害報道はある意味一丁目一番地ですので、その手を抜くということはありません。そういう点は御安心いただければと思います。最大限の努力をまいります。

○小沢雅仁君 ありがとうございます。

いずれにしましても、しっかりと取組をいただきたいというふうに思いますし、十二月一日に中間持ち株会社NHKメディアホールディングスが設立をされて、傘下に五つのコンテンツ系、コンテンツ制作系子会社が入り、実質一つの会社として運営が始まりました。今後の様々な状況を注視しつつ、機会があればまた日を改めて質問をさせていただきます。

お忙しい中お越しいただきました前田会長始めNHKの皆さんに感謝を申し上げます、委員長のお取り計らいで、NHKの皆さん、退席していただいて結構ですので、よろしくお願いしたいと思います。

○委員長(河野義博君) 退室いただいて結構です。

○小沢雅仁君 それでは、法案質疑に入りたいと思います。私、十一月二十二日の参議院本会議、補正予算の財政演説に対する参議院本会議に登壇をして二十分の質疑を行いました。松本総務大臣は私の質疑を覚えていらっしゃいますか。私は夕方の全国ニュースを見て驚きました。私が登壇して質疑をしている映像から松本総務大臣の姿にカメラがターンをしたところ、松本総務大臣はどう見ても居眠りをしている映像に私の家族も私の仲間も衝撃を受けて、いろんな電話をいただきました。

昨日と本日はこの総務委員会で補正予算関連法案の質疑と採決です。今も地方交付税の採決を行

いました。野党の理事として、正直申し上げて、私の登壇質疑に居眠りしていると受け止められない映像を見たときに、昨日と本日の質疑そして採決に、所管大臣の姿勢に対して私は極めて遺憾の意を表明したいと思っております。

松本総務大臣は、目が細いのでこれまでも誤解の指摘を受けてきたとの趣旨をメディアに説明しておりますが、私は到底納得できません。松本総務大臣の真摯かつ丁寧な見解を是非いただきたいと思っております。

○国務大臣(松本剛明君) 私としては、小沢理事

の質疑を承っていたというふうに記憶をしておりますが、先日も野田委員からの御質疑の中でも申しましたし、今、御家族の方から見てもそう見えるということであれば、私はその事実を真摯に受け止めることが今の私の使命であるというふうに思っておりますので、そのような指摘を受ける事実と受け止められるようなことであつたことであるとすれば、私自身、そのことをしっかりと受け止めて、大変申し訳なく、おわびを申し上げるとともに、改めて真摯な姿勢で臨みますので、何か御理解を賜りますようにこの場を借りてお願いを申し上げます。

○小沢雅仁君 真摯、私も真摯に受け止めてまいりたいというふうに思います。是非、緊張感ある対応と今後も真摯な姿勢をお願いをしたいというふうに思います。

それとも一つ、法案の質疑に入る前に、松本総務大臣は、LGBTなどの性的少数者について生産性がないなどと過去に主張した杉田総務大臣を政務官に対し、発言を撤回、謝罪するように指示をしたというふうな報じられておりますが、それは事実でしょうか。また、事実であれば、具体的な内容をお聞かせいただきたいと思っております。

○国務大臣(松本剛明君) 既に先ほどの予算委員会で御答弁申し上げたところでございますが、先日から国会の審議におきまして、杉田水脈総務大臣政務官の発言について様々な御指摘をいただいたところでございます。

少なくとも、総務大臣政務官としては、内閣の使命、そして政府の方針を理解し、仕事に携わって来ているものというふうな思っておりますが、政治家として、過去のやはり発言等につきましては、総理もおっしゃっておられるように説明責任がある中で、やはり多くの方を傷つけている可能性のあるような発言についての対応ということで、予算委員会等でも同席している中、取り上げられて以降、杉田総務大臣政務官と話をいたしました。

いたしましたところ、本人は、自分の拙い発言によって人を傷つけていることというのを大変重く受け止め、反省をしていると。これは一部国会でも申し上げましたが、私にもそのように申しましたので、反省をするべき内容であるとすれば、現在、総務大臣政務官の職にある中では、改めて拙い表現について傷ついているかもしれない方々におわびを申し上げますとともに、その発言を取り消すようにというふうな私から、私の方が、もちろん職責上もございしますが、年長でもございします。本人に申し渡したところ、本人は、今、政府の一員の役を担っていることから、やはり大臣の指示というものをしっかりと受け止めて、その指示に従わなければいけないということでは理解をいたしましたというところでございしました。

本人も、本日の予算委員会、これまでの発言の中で人を傷つけるような、取り上げられた表現について、拙い発言で反省をしているところであるが、これを傷つけているかもしれない方々におわびを申し上げますと同時に、この発言を取り消す旨、予算委員会で申し上げさせていただきますのでございます。

私の方からは、先日の予算委員会で取り上げられたまま二件について本人に申し渡しをさせていただきますが、本日も改めて他の御指摘もいただいたところございまして、様々な過去の経緯もあつたことでありますが、できるだけ

しっかりと精査をいたしまして、また適切に対応できるようにしてまいりたいと、このように考えているところでございます。

○小沢雅仁君 簡潔にお答えいただきたいんですが、この発言は、やっぱりその不適切な発言を全部精査をして、全て撤回、謝罪をさせるという指示をされたのかどうなのか、ちよつとそこを簡潔にお答えいただければ有り難いと思います。

○国務大臣(松本剛明君) 自身が全て過去の杉田政務官の、大臣政務官の発言を承知しているわけではありませんが、まずは私自身がこの国会での審議の中で問題であると思つたものについて指示をいたしました。

ただ、引き続き更なる指示をいただいているので、それに資する対応については私も一緒になって適切に対応したいと思つていて、このように御答弁させていただいたところでございます。

○小沢雅仁君 大臣から不適切な発言を撤回、謝罪させるという指示を出したということなんです。が、やはり言われて撤回、謝罪することにより、本人が自発的に本当に真摯に受け止めて撤回を、撤回と謝罪をするということが私は極めて重要ですが、私もこの総務委員会の中で政務官に直接求めましたが、全くそれに応じようとしませんでした。

そういった意味では、私は、大臣、やっぱりきちんと全ての発言、不適切な発言を撤回、謝罪させた上で私は政務官を辞めさせべきだと思いませんが、いかがですか。

○国務大臣(松本剛明君) 小沢理事からの御意見は、今私も承りました。

私としては、先ほど申し上げましたように、これまでの発言で拙い表現などはやはりきちつと発言を取り消すべきだということで今後も指導してまいりたいというふうに考えておりますし、御指摘があったように、私から見ましても不適切と認められるものに対してはしかるべき対応が必要であるということについては改めて認識をし、しっかりとそのようにさせてまいりたいと思つています。

その上で、しっかりと説明をした上で、現在も職務に精励をしていると私は考えておりますので、皆さんの御理解を得られるように本人共々努めてまいりたいと思つているのが現状の私の思いでございます。

○小沢雅仁君 このことで時間を費やしてもあれですが、いずれにしても、私は、今大臣からまた更にお話を伺いましたが、私は政務官としては不適格だということに、再度私は辞めさせべきだということ強く求めておきたいと思つています。いずれにしても、また機会があれば杉田政務官にこの場にお越しをいただいて、しっかりと政務官の考え方を求めてまいりたいというふうに思つております。

それでは、ちよつと残された時間が僅かになってまいりましたので法案の質問をさせていただきたいというふうに思いますが、ちよつと順番を変えて、NICTの関係、お聞きをしたいことがございます。

ピヨンド5G以外にも様々な情報通信、コミュニケーションに係る技術を開発していますが、その中で、話した言葉を外国語や日本語に翻訳できる多言語音声翻訳という便利な技術をこのNICTは開発をしています。

これを実際にスマートフォンアプリで、アプリの形で利用できるVoiceTraというアプリを公開し、誰でも無料でダウンロードをして使うことができるということになっていくと思うのでございます。現在、三十一言語に対応しています。

主として個人の旅行者を想定して作られていることですが、私の出身の全国の郵便局においてもこのNICTが開発した技術を用いた製品を導入してありまして、郵便局の窓口に来られた外国人のお客様への対応に大変役立つというふうに聞いております。

アフターコロナの時代に向けてインバウンドの旅行需要が増えていくことが想定される中で、こうしたNICTの技術やVoiceTraをしっかりと活用してもらおうべきだと考えますが、そ

で、NICTがこうした技術を開発する意義についてお伺いをしたいと思いますし、また、VoiceTra及び多言語音声翻訳技術について、現在の普及状況と今後の普及に向けた取組について政府参考人にお伺いしたいと思います。

○政府参考人(田原康生君) お答え申し上げます。

委員御指摘のNICTが開発している多言語翻訳技術、いわゆるVoiceTraでございますけれども、海外の翻訳サービスと比較しても、特に日本語と外国語との翻訳を中心として高い精度を実現しているところでございます。在留外国人の方々ですとかインバウンドの対応を始めといまして幅広く御利用いただいているものと承知しております。

また、海外の翻訳サービスを利用した場合、翻訳に関する情報が海外のサーバーに記録されるおそれがあり、特に機微な情報を扱う官公庁などにおいては、翻訳情報を安全に管理可能な国産の技術が必要不可欠となります。このことから、各省庁におきましても本技術の導入が進められておりまして、本技術の開発は非常に重要なものとなっております。普及状況でございますが、VoiceTraアプリは、アンドロイド版、iOS版合わせてこれまで八百五十万回以上ダウンロードされているところでございます。また、VoiceTraを使った民間の製品、サービスについても既に三十以上が市場に投入されておりまして、様々な現場で利用が進んでいるものと承知しております。

今後は、NICTや関係事業者とも連携しながら、更なる翻訳精度の向上や対応言語の追加、同時通訳の実現などによって適用可能な場面、分野の拡大、利便性の向上などを図りながら、多言語翻訳技術の一層の利用促進に努めてまいりたいと考えております。

○小沢雅仁君 ありがとうございます。

その上で、このウクライナ避難支援とVoiceTraのことについても伺いたいと思つています。

が、令和四年八月に、VoiceTraはウクライナ語対応版がリリースされております。この対応について、当時の金子総務大臣は記者会見で、ロシアのウクライナ侵攻により避難を余儀なくされたウクライナの方々をコミュニケーション面で支援するものであり、ウクライナ避難民の方々だけでなく、地方公共団体を始め避難民を支援している方々にも、とつてももう大変に役立つツールになっていると期待しているというふうに、旨述べられました。

実際にどういった団体や個人の方が使用しており、本アプリについてどのような声があるのかお聞かせいただきたいと思いますと同時に、その記者会見で、出入国在留管理庁や地方公共団体などと連携し、VoiceTraを広く使ってもらえるよう積極的に周知を行い、翻訳精度の更なる向上に取り組むと述べられておりましたが、あわせて、どのような取組を行っているのか、お尋ねしたいと思います。

○国務大臣(松本剛明君) 大変恐れ入りますが、先ほどの理事からお話がいただいた件で一点だけ補足をさせていただきます。政務官においては、自ら自発的に反省をさせていただくことを受けて私が指示をしたということですが、このことを御理解くださいと言うにはまだ幾つか御説明が必要だと思つたので、その点は申し上げます。今の御質問に御答弁申し上げたいと思つています。

御案内のとおり、一般のウクライナ情勢を受け我が国への避難を余儀なくされているウクライナの方々を、ウクライナの方々をコミュニケーション面で支援するため、本年八月二日、VoiceTraについて日常会話レベルのウクライナ語対応が行われております。

ウクライナ避難民の方々、実際に使用していただくための周知の取組として、今委員からごさいましたように、出入国在留管理庁や日本ウクライナ大使館と連携し、新たに入国されるウクライナ避難民の方々に対し入国審査の際に御案内を行っているほか、在留する方々に対してはメール

やSNSなどを通じて周知を行っています。また、ウクライナ避難民の活動を支援されている国内の方々向けには、地方公共団体を通じて広く情報提供を行いました。

これにより、ウクライナ避難民の方々だけでなく、地方公共団体を始めとする避難民を支援されている方々に広く御活用いただいているものと認識しており、ウクライナ大使館の方にお使いいただいたところ、上手に翻訳できており日本での生活に役立つと評価をいただきました。

今後は、例えば役所や病院での手続などにおいて複雑な会話が必要となる場面でも利用可能となるよう翻訳精度の向上を図りたいと考えており、本国会において御議論いただいている令和四年度第二次補正予算案に所要の予算を計上しております。

引き続き、ウクライナ語対応も含め、多言語翻訳技術の研究開発に取り組んでまいりたいと考えておりますが、今委員からお話ございましたように、VoiceTraに、ウクライナ語に係るVoiceTraに関しては、おおむね、翻訳回数という意味で、毎月、二万回までは行きませうが、それに近い回数の利用が行われているという報告が上がってきているということでございます。

以上です。

○小沢雅仁君 ありがとうございます。いずれにしても、ウクライナ避難民の方々への翻訳機能をしっかり活用していただいて、しっかりコミュニケーションを取って、少しでもウクライナ避難民の皆さんの心のよりどころになれば有り難いというふうに思っております。

たくさん質問を用意させていただきましたが、時間となりました。総務省の皆さんにおわびを申し上げたいと思いますが、私の発言をこれで終わりたいと思います。ありがとうございます。

○片山大介君 日本維新の会の片山大介です。私、松本大臣とは初めての質問で、同じ兵庫選出の国会議員なので、どうぞよろしくお願いいた

します。

今回の改正案は、NICTに次世代通信規格、ピヨンド5Gの研究開発を支援するための恒久的な基金を整備しようというものです。ピヨンド5Gの研究開発をめぐっては、去年審議がされて、その研究開発として三百億円が計上された。それから一年後に早速恒久的な基金に変更されることになったわけなんだけれども、去年基金がスタートしたときには、二年のこの基金、時限基金でも本当にどこまでできるのかというように様子見だったはずなんです。だとすると、いきなり恒久的に一年で変わったわけですけど、段階的にこれ延長していく手もあったんじゃないかと。

ピヨンド5Gの研究開発の今年六月の中間答申では集中取組期間というのが二〇二七年まで拡充されたので、だから例えば基金も五年間の延長みたいなやり方から延ばしていく手もあったんじゃないかと思いますが、そこについてどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(松本剛明君) 今委員から御指摘がありましたように、現行の基金は令和四年度末までの期限の基金として設置したものでございまして、その後、おおむね二年間が経過する中で、世界的な研究開発競争や市場獲得に向けた主導権争いが激化していることも御案内のとおりどころかというふうに思います。

今般新たに設置する基金は、現在の基金が目指してきた要素技術の早期実現という目的を超えて、その成果を社会実装や国際的な市場獲得につなげていくことを目指し、研究開発を一層強力に加速しようとするものでございます。

今般のピヨンド5Gだけでなく、その高度化、またさらには、その先の世代を見据えた技術についても政策ニーズに対応した研究開発プログラムを機動的に立ち上げて、安定的、効率的に取り組むことが必要になると想定されます。

このため、現行の基金の期限を延長するのではなく、恒久的な基金制度を新たに設けることとしてございまして。

○片山大介君 あれですよね、やっぱりその恒久的な基金って懸念もあるわけですよね。基金の中には恒久的なもの、時限的なものあるんだけど、やっぱり、どうしても長くなると、本当にきちんと支出されているのか、活用をきちんとしてきているのか、それは評価されているのか、こういう問題が出てくる。だから、それ恒久的にするんだったら、そこをしっかりとやらなきゃいけない。そこはどうお考えでしょうか。

○国務大臣(松本剛明君) 御指摘の点に基金を設置する上では応える必要があるという認識は共有をさせていただいております。

透明性確保という観点からは、現行のピヨンド5G基金におきましても、NICT法に基づき、毎事業年度、基金に係る業務について総務大臣の意見を付けた上で国会への報告を行う、政府の基金事業のPDCA強化に係る方針に基づいて四半期ごとに基金の支出や残高を公表する、これら透明性確保のための取組については、新たな基金においても引き続き実施をしていく考えでございます。

また、新たな基金につきまして、検証、評価という面も御指摘ございました。従来どおり、NICTに設けた外部有識者による個別プロジェクトごとの研究開発成果の評価に加えて、総務省、そして経済やビジネスが分かる外部有識者が一定程度関与するなどして、社会実装や市場獲得の成果、また基金の運用状況などについても評価する仕組みを設けることを検討しております。こうした取組を通じて基金の検証、評価を実施する体制を構築してまいりたいと考えております。

○片山大介君 その評価、検証、これがとても大切。難しいけどこれをやらなさいといけない。基金ではここが一番危ないところなので、それをしっかりやってもらいたいと思います。

それから、今回、これ補正に計上しているのがやっぱり良くないと思う。これやっぱり当初予算で計上すべきですよ。それで、岸田内閣として、その成長戦略への投資がうたがっているんだつた

ら、これは当初でやるべき。本来、これ、そもそも当初予算の概算要求に出したのを、これ前倒して補正に付けたんですよ。だから、これは、補正の趣旨というのはいくら何でもこれまでの議論の中で言われているけど、緊要なものはないんですよ。これ、緊要だとは思えない。そこら辺どのようにお考えでしょうか。

○政府参考人(田原康生君) お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、このピヨンド5Gの研究開発基金につきましては、当初、当初は令和五年度概算要求において恒久的な基金についての造成について要求させていただいております。

一方で、ピヨンド5Gにつきましては、欧米を始め主要各国が研究開発投資計画を公表しているなど、世界的な開発競争や市場獲得に向けた主導権争いが激化しているという状況でございます。我が国の国際競争力の強化や経済安全保障の観点から、早急にピヨンド5Gに関する研究開発を強化することが必要であると判断しております。

こういったことも踏まえまして、ピヨンド5Gの研究開発を一刻も早く加速すべきという点が補正予算の要件となる緊要性に該当するものと考えております。

○片山大介君 今回の補正で求められている緊要性というのは何ですか。これ、円安だとか物価高性に対する対策ですよ。それ、今言った緊要性というのは、我々が考えているちよっとタイムスパンが違うわけですよ。だから、これを緊要性と言ったらちよっとちよっと困ります。

今回の補正予算は、これ基金が多過ぎるんですよ。これ、基金が五十事業あつて八兆九千億円、補正予算の総額の三割占めているというんですよ。だから、やっぱりこういうことをやっちゃいけないと思いますよ。補正の本来の趣旨から外れているとは思いませんか。もう簡単にいいですけど、教えてください。

○政府参考人(田原康生君) お答え申し上げます。

今般の経済対策におきましては、新しい資本主義の加速ということも柱立てとして立てられていると承知しております。その中の項目として、このピヨンド5Gの研究開発の抜本的強化というものも挙げられておりまして、今回の補正予算の趣旨に合致すると判断しております。

○片山大介君 そうは思わないです。それで、やっぱり基金の必要性は分かる、基金の必要性は分かるんですよ。だけど、これを補正に入れることによって、かえってやっぱり変に思われちゃうんですよ。だから、これやっぱり当初予算でやるべきなんです。

今回のこのピヨンド5Gというのは、今言われたように、もう各国で競争開発、研究開発がもう活発化しているわけですよ。そんな中で日本がどう立ち向かっていくかという話なんですけど。じゃ、これ聞きますと、これ推進戦略の中では、二〇三〇年代に強靱で活力ある社会を実現するため、早期かつ円滑にこのピヨンド5Gを導入すると。で、世界市場のシェアを三割程度確保する、これも掲げている。

これ勇ましいんですけど、じゃ、現状どうなっているのかというのをちょっと調べたら、だから今の5Gになっちゃいますけど、今の5Gでいうと、二〇一九年の第一から第三・四半期の基地局の市場占有率、中国のファーウェイが三一・九%、スウェーデンのエリクソンが二三・八%、中国、ヨーロッパ、韓国の企業五社で実は九七%占めている。じゃ、日本の企業のシェアはどれくらいかという、NECが〇・八%、富士通が〇・七%、足すと一・五%なんです。これは本当に大丈夫なのかと思えますけど、そこら辺はどうお考えですか。

○国務大臣(松本剛明君) 今御指摘をいただきましたとおり、5G基地局の国際市場で、日本企業はこれまで海外勢の後塵を拝していると言わざるを得ないと思っております。ピヨンド5Gに向けた開発競争が激化している中、今後の巻き返しに向けた戦略をどうするか、これが大変重要だと

思っております。

我が国としては、ピヨンド5Gを従来の無線通信の延長線のみで捉えておらず、日本が強みを有する光通信や非地上系通信なども組み合わせ、革新的な高速大容量、低遅延、省電力、カバレッジ拡張などを可能とする統合的なネットワークの実現を目指すことで、グローバルな通信インフラ市場でゲームチェンジを起こすことができると考えているところでございます。そのために必要となる先端技術開発において我が国が世界でリードすべく、新たな基金により重点技術分野の研究開発を加速してまいりたいと考えております。

また、その開発成果について早期に実用化し、順次ネットワーク実装につなげる社会実装戦略、有志国とも連携して国際標準化を主導しつつ、コア技術は権利化、秘匿化して囲い込む知財・標準化戦略、主要なグローバルベンダーとも連携しつつ、海外の通信キャリアへの導入を促進し、世界市場の獲得につなげる海外展開戦略、社会実装戦略、知財・標準化戦略、海外展開戦略、これが重要であり、一体でこれらを推進していくことで、ピヨンド5Gに向けて我が国の優位性を確保できるように取り組んでまいりたいと考えております。

○片山大介君 日本は光ファイバーが強いとかと言われてますから、是非この六百六十二億円の基金を最大限に生かしながらそれに向かっていってほしいんですけど、ただ、アメリカはこれピヨンド5Gの技術開発に三兆円を支援するというところで、だからやっぱり桁が違うのは確かだかなと思っております。これ、去年の審議の際も、当時の武田大臣は、三百億円のその時限の基金が決して納得した数字じゃないんだと、やっぱり不十分だという認識を示しているわけですよ。

だから、今後、この予算を確保していくこともしなきゃいけないのかなと思えますけれども、ただ、やっぱりない袖は振れないというか、そんなにお金もないと。その中で、お金を、予算の確保を今後どのようにしていくのか、そこら辺はどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(松本剛明君) 既にこれまでの審議でも御答弁を申し上げたところもございしますが、そもそも、この今回の補正予算案は当面の先行投資分というふうにご覧いただくと、どこでございませう。国際的な研究開発競争の激化、これを踏まえ、今後も国内外の研究開発動向等を注視しまして、また基金の執行状況も踏まえながら、必要に応じて追加的な予算措置を講ずることを検討してまいりたいと考えております。この趣旨から、今後に向けた総務省としての前向きな決意、姿勢をお酌み取りいただければ有り難いと考えております。

○片山大介君 それで、そのお金を増やすに当たって、一つ、今回の改正と一緒にこれ認められるようになるのが、この電波利用料を財源とする補助金をこれ基金に活用して乗せてもいいという話になるという感じなんです。

今回は、その六百六十二億円のうち、その電波利用料からは三十五億円だということですよ、基金に乗せるのが。だけど、これ見ると、電波利用料って単年度の歳入で七百五十億円、それから毎年のその歳入から歳出を引いたこの累積の差額、これが七百七十五億円余剰金がある。その中で三十五億円って、やっぱりこれは少ないなと思っただけなんです、そこら辺はどういう理屈なんだろうかな。

○政府参考人(田原康生君) お答え申し上げます。今回の補正予算案にピヨンド5G基金向けの補助金を計上するに当たっては、今年六月の情報通信審議会答申に示された我が国が注力すべきこのピヨンド5Gの重点技術分野を中心として、具体的な研究開発ニーズというものを民間企業からヒアリングいたしております。

その結果を踏まえまして、今般の補正予算における電波利用料財源分につきましては、ピヨンド5Gの実現に向け、電波の有効利用に資する観点から早期に実施すべき新たな課題、取組についての当面の先行投資分の必要額として三十五億円を

計上したものでございます。

○片山大介君 何かよく分かりづらい話なんです。それで、この電波利用料って、その毎年のこの収入と、それから積み重なっているこの累積差額と両方あるんですけれども、去年、うちの柳ヶ瀬議員がその累積差額の方をもっとこのピヨンド5Gの研究開発に使った方がいいんじゃないかと言ったら、その当時の武田大臣は、いや、累積差額の方は緊急的に必要な施策に使うものだと言っただけなんです。今回はそれを使うようなんですけれども、そこら辺の立て付けはどうなっているのか。

○政府参考人(田原康生君) お答え申し上げます。この累積差額の活用につきましては、今回、先ほど御答弁させていただきましたとおり、経済対策に当たって緊要なものということで、今般、通常の年度当初の予算ではなくこの補正予算ということでその累積差額を活用させていただくということになったものでございます。

○片山大介君 分かりづらいから、これ、こちらから説明すると、その累積差額というのは緊急的なときにあてがうことができるとしていて、今回は補正予算案にこれを計上したから、これは緊急的な累積差額も活用できるという立て付けなんですけど、やっぱりおかしいですよ、これね。やっぱり、今回のこのピヨンド5Gの措置が緊要だと緊急だとは思わない。だから、それで補正に乗つけたからこの累積差額をも使えるみたいな立て付けをしちゃうと、ちょっと、何と何、何か論理がね、何か都合のいいような言葉で使っているように思ってしまう。そうすると、逆に、これからは当初予算の方ではやっぱりこの累積差額は使えないんですよ。そうすると、この七百七十五億の累積差額、これ活用ができなくなっちゃう。そこら辺の活用をもっと正攻法できちんと考えていった方がいいと思えますけど、そこら辺どうお考えでしょうか。

○政府参考人(田原康生君) お答え申し上げます。

今回の法改正により、恒久的な基金を設け、電波利用料を財源とする電波の有効利用に資する研究開発のためにこの補助金を基金に充てることのできるという制度は、充てるのが制度的に可能となるわけでございます。

総務省といたしましては、まずは今回の補正予算について国会でお認めいただき次第、その効果的な執行に努めていきたいと考えておりますが、その上で、今後基金の追加措置が必要となった場合、それも当初予算ではなく緊急に対策をしなければいけないという場合におきましては、この累積差額の活用も含め検討してまいりたいと考えております。

○片山大介君 終わります。

○竹詰仁君 国民民主党・新緑風会の竹詰仁です。

早速、NICT法案、改正法案について質問させていただきます。

今、片山委員からの御質問と回答で明らかになったところもあるんですが、ちょっと更に具体的にお聞きしたいところは、この今日の5Gに至るまで、技術的にも他国に先を越されていたと、市場においても後塵を拝していたと、先ほど松本大臣からもそういったお言葉ございましたが、これまで我が国が情報通信分野で先頭に立てなかった要因はどのように分析されているのか、大臣にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(松本剛明君) 今委員からお話をいただきましたが、我が国は、光通信技術などで国際的に強みを有している一方で、携帯基地局などの国際市場シェアについてはこれまで海外勢の後塵を拝しており、今後巻き返しが期待される状況でございます。

この現状に至った要因としては、様々考えられますが、例えば、我が国企業が国内市場でのシェア獲得に注力してきた結果、必ずしもグローバルな動向への対応が十分でなかった、世界のベン

ダーが世界市場のシェア獲得までを見据えて大規模な研究開発投資を行い戦略的に取り組む中、この流れに乗り遅れた、国の研究開発投資が十分でなかったなどが要因ではないかと考えております。

ビヨンド5Gに向けて世界的な研究開発競争や市場獲得に向けた主導権争いが激化する中、総務省としては、新たに設置する基金も活用して社会実装や国際展開につながる研究開発に集中的に取り組んで、民間企業の大規模な投資を呼び込んで、国際競争力の強化につなげていきたいと考えているところでございます。

○竹詰仁君 ありがとうございます。

今大臣から集中的に取り組むというお言葉いただいたんですけども、この情報通信の審議会の中間答申、今後五年程度掛けて集中的にビヨンド5G、取り組むということ、あります。

私は、この五年程度という期間が適切な期間かどうか確認をさせていただきたいと思っております。つまり、他国との競争において、私は、五年では時間が掛かり過ぎてしまうのではないかと思っております。その懸念を払拭していただきたいと思っております。そしてこの五年程度集中的に取り組むということが妥当であるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣(松本剛明君) ビヨンド5Gのような難易度の高い技術の研究開発には、どうしても一定の期間が必要となることも事実でございます。

諸外国においても、例えば、米国において本年八月に成立した半導体・科学法二〇二二に基づくビヨンド5Gの研究開発支援プログラムについては五年間、EUのビヨンド5G関連の研究開発プロジェクトについても七年間の計画年数を設定するなど、ある程度の期間を設定した上で取り組んでいるものと承知しております。

他方、御指摘のとおり、研究開発の成果を早期に展開するということは、国際的な競争力を確保するという観点からも極めて重要であると認識を

しておりますので、総務省におきましては、重点研究開発プログラムについて今後五年程度掛けて集中的に取り組むこととして、社会実装可能なものは五年の経過を待たず順次社会実装を進め、国際市場の獲得につなげることで我が国の国際競争力の強化を図ってまいりたい、このように考えているところでございます。

○竹詰仁君 御回答ありがとうございます。

続いて、今のデジタルを支える電力について質問をさせていただきたいと思っております。

資料を配付させていただきました。

この資料は、関東地方の知事会が令和四年十一月付けで出された、公表された資料でございますけれども、この資料の一にありますが、関東地方においては、三月には電力需給逼迫警報、そして六月には電力需給逼迫注意報が出されました。この知事会の資料を読みましても、今冬に向けた電力需給逼迫への対応が要望されてございます。私自身も知事会の要望事項に理解できることが多いですけれども、知事会から電力需給逼迫について要望が出されるほど喫緊かつ重要な課題であると考えております。

まず、このデジタル社会にとつての電力の安定供給は欠かすことができないわけですが、お尋ねしますが、関東地方の知事会から今冬の需給逼迫が心配する声上がる要因は何とお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(大村慎一君) お答えいたします。

今、竹詰委員から御指摘のありました本年十一月に関東地方知事会が決議をした提案・要望には、今冬に向けた電力需給逼迫への対応についての要望が記載をされております。

関東地方知事会に要望の背景や要因を確認いたしましたところ、今夏も東京電力管内の都八県の高知事が共同で住民や事業者に電力需給の逼迫に当たって節電を求め呼びかけをし、危機意識が高いこと、また、冬場は夏場と比べると昼と夜の電力使用量の差が小さく、より安定的な電力需給が必要なこと、需給逼迫警報及び注意報の発令、

発信について国が正確かつ早期の情報発信を行うことで必要な対策が取れること、国民や事業者等と危機感を共有し、力を合わせてこの危機を乗り越えていく必要があることなどであると伺っております。この要望について、今後、資源エネルギー庁長官に提出予定と聞いております。

○竹詰仁君 ありがとうございます。

要望項目の中には、国においては、今冬の安定的な電力需給の実現を目指し、今後も引き続き電力の供給力確保に向けた対策を徹底することというのが国に要望されているんですけれども、この要望に国が応えるには、国がやるべきことは何とお考えなのか、経産省にお伺いしたいと思います。

○副大臣(中谷真一君) 御質問ありがとうございます。

この冬の電力需給は、安定供給に最低限必要な予備率三%を確保することができてくるものの、東北、東京エリアでは四・一%になる見通しでありまして、非常に厳しいというところであります。

供給対策といたしましては、休止中の火力発電所の稼働確保や、また追加的な燃料調達を事業者と連携しつつ取り組んでいきたいというふうに考えております。私自身も、特にこの燃料調達におけるリスクに対してはオールジャパンでというところもございまして、LNG事業者に対してまして、LNGの計画的かつ着実な調達、また迅速な初動、情報共有を依頼をしたところであります。

この冬の電力供給状況乗り越えるべく、引き続き事業者とともに連携してまいりたいというふうに考えているところであります。

○竹詰仁君 御回答ありがとうございます。

需給の逼迫時に国民、事業者に求める具体的な節電行動の周知徹底という要望項目もございまして、電力需給逼迫警報及び注意報の発令に伴う節電要請に当たっては、電力需給の逼迫度合いに応じた節電目標、取組及びその効果について国民、

事業者に対して具体的かつ分かりやすく示すことというのが要望されています。

ちよつと時間の関係で最後の質問とさせていただきますが、この要望にある、その需給逼迫の度合いに応じて節電目標、取組、その他の効果について具体的に分かりやすくということは非常に重要なんですけれども、ある意味難しいことでもあると私思っています。そして、国、自治体、電気の使用に対して有効に情報が伝わるのが重要だと考えるんですけども、国としてどのような施策があるか、経産省にお伺いしたいと思

います。

○副大臣(中谷真一君) 電力の安定供給は、国民生活や経済活動の基盤でございます。電力需給の逼迫注意や警報の発令が必要となった際には、迅速、かつ、先生が言われたように情報提供が重要となつてまいります。

本年六月末、東京電力管内におきまして電力需給の逼迫警報を発令した際には、経産大臣から節電の呼びかけを行うとともに、プレスリリース、さらにはツイッターや事務方による一日二回のプリーフィングなどを通じて丁寧な情報提供を行ったところでもあります。

また、こうした取組に加えまして、御指摘ございました地方自治体とか、あとは需要家の方々に對しても有効に情報が伝わるのが重要であります。本年夏の電力需給の状況に応じて、産業界や自治体の対応を機動的に講じるための緊急時の連絡体制や節電対策の内容、手順について整理、構築したところでもあります。この冬に向けても、こうした連絡体制を再点検するとともに、節電対策の実施に向けた準備をしっかりと行っていきたいというふうに考えているところであります。

こうした枠組みを活用しつつ、今後とも、適時、丁寧かつ分かりやすい情報提供に努めてまいります。(発言する者あり)

○委員長(河野義博君) 中谷副大臣。

○副大臣(中谷真一君) 済みません。今、注意警

報と申しました。電力需給逼迫注意報でございます。済みません、訂正させていただきます。

○竹詰仁君 御回答ありがとうございます。質問に行き着かなかったところはお許しいただきしたいと思います。ありがとうございます。

○伊藤岳君 日本共産党の伊藤岳です。

情報通信研究機構は、民間基盤技術研究促進業務で五百七十二億四千四百万円もの繰越欠損金を抱えており、回収見通しも持てない状況であることが会計検査院から厳しく指摘されています。

大臣、この繰越欠損金について会計検査院からどのような指摘がされていますか。

○国務大臣(松本剛明君) 伊藤委員からは民間基盤技術研究促進制度運用に係る御指摘をいただいたところでございますが、NICTにおける繰越欠損金につきましては、会計検査院から、他の法人とともにでございますが、繰越欠損金の解消について、法人において効率的な業務運営を図ることや業務の公共的な性格を踏まえた検討を行うこと、政府出資金が回収されないおそれがある状況を国民に丁寧な説明すること、中期目標等に改めて目標を設定するなどすることといった御指摘をいただきました。

この会計検査院からの指摘を受けまして、総務省におきましては、令和三年二月に策定したNICTの第五期中長期目標において、これまでの事業の状況に関して、できる限り定量的に検証、分析し、今後の対応等も含め公表すること、業務経費の低減化を進めることにより繰越欠損金の着実な縮減に努めることなどを指示いたしましたところでございます。この中長期目標に沿って、NICTにおいてはホームページにおいて繰越欠損金の状況や事業の実施状況を公表しており、また総務省においてもホームページを通じて同様の情報提供を行っております。

今後とも、総務省及びNICTにおいて繰越欠損金の回収に係る状況について国民に丁寧に説明するとともに、NICTにおいては中長期目標に

従い繰越欠損金の縮減に向けて努力していただきたいと考えているところでございます。

○伊藤岳君 この業務を機構に位置付けた基盤技術円滑化法の改正で、国民の財産であるNTT株配当金を投入してきた政府と基盤技術研究促進センターの運営を主導してきた経団連の責任を覆い隠して、ツケは国民に押し付けて、大企業の負担なしに成果は全て企業に帰属させるというやり方が進められ、我が党はこれを厳しく指摘しました。

こうした民間技術開発の支援の方向性や手法が適切だったのか検証することなしに支援の対象を広げ、恒常的な仕組みをつくり、拡充していくやり方には問題があります。

中間答申では、宇宙、HAPSを挙げて、宇宙空間での活動への地上からの遠隔操作等の研究課題が記されています。今日は質問の時間の関係で飛ばさせていただきますが、こうした将来の研究について、国民の税金を投入しながらも収益は回収されず、欠損金は拡大し続け、国民には説明できないのでは済まされないということを指摘しておきたいと思

います。

井野副大臣にお聞きします。

選挙区内の有権者に議員本人に代わって秘書、妻、母などが香典を渡していたという公職選挙法違反の疑いの報道、これ事実ですか。

○副大臣(井野俊郎君) 御説明申し上げます。

過去、まあ四、五年前だったか、数年前だったかと思

いますけれども、私の方でもどの方の告別式だったかは確認はまだ、確認はできておりませんが、秘書が香典を持参して選挙区内のお葬式に出席したこともあったかと思

したものでございまして、香典にも第二選挙区支部の旨記載し、受付でも秘書の名前を記憶していたというふうに思います。

また同様に、私の親族の方も、親族もですね、私と一緒に選挙運動だったり政治活動をやる場面もござい

ます。そういう中で、御縁をいただいた方、その私の家族が御縁をいただいた方の告別式等について、私の家族が私の家族の名前でその告別式等に出席していたということもあつたかと思

います。

いずれにしても、私の代理ではなくて、その支部ないしは故人との関係で出席したものであると認識をしております。

○伊藤岳君 井野副大臣、とぼけてもらつては困りますよ。あなたの代表を務める政党支部は、三百四十三件もの葬儀をあなたの指示なしに勝手に回る支部なんです

か。

○副大臣(井野俊郎君) 私も赤旗の記事は拝見をさせていただきます。しかし、ほとんど黒塗り

でございます。どこの文書なのか、これだけではちよつと私自身としては確認しようもござい

ませんので、コメントしようがないということで申し上げさせていただきます。

○伊藤岳君 あなたとあなたの事務所しか知り得ないような内容が記されていますよ。直ちに確認して国会に報告していただきたい。

こういう証言もしんぶん赤旗日曜版には報道されて

います。秘書はいつでも代理で参列できるように香典袋を用意しています。議員の代理で香典



○二〇年十二月に設立されておりますが、このコンソーシアムにおいて、欧米の四つのビヨンド5G、6Gの推進団体との間で覚書を締結して、ビヨンド5Gの早期実現に向けた連携策について議論を行っており、私も総務省としても、その活動を支援しているところでございます。

また、民間企業各社におきましても、ビヨンド5G関連技術について、グローバルな業界団体を設立するなどして、社会実装や民間主導での技術仕様の策定に向けて国際的な協業に積極的に取り組んでいると承知しております。

さらに、グローバルな国際標準化という観点からは、国連の専門機関である国際電気通信連合、ITUが重要な役割を担っていると承知しておりますが、このビヨンド5Gに必要な最先端技術の標準化に向けた活動が徐々に本格化しつつあります。

この点でございすけど、ITUの次期、電気通信標準化局、このITUで標準化を担当している局でございすけど、こちらの局長に、日本電信電話株式会社最高標準化戦略責任者である尾上誠蔵氏が本年九月三十日にこの次期局長として当選しているところでございすけど、今後、こうしたITUの活動との連携も従来以上にしっかりと深めていきたいと考えております。

こうした連携を通じて、できる限り早期に各国とのすり合わせ、国際的な協業、調整を図ってまいりたいと考えております。

○浜田聡君 ありがとうございます。

日本が優位に立てるよう国益第一に考えて取り組まれることを期待しております。

次に、国民の共有財産である電波について、その割当て方法に関して伺ってはいかがでしょうか。割当て方法いろいろあるとは思いますが、その中で、透明性のある決定方法として電波オークション、注目し期待をしております。この電波オークションですが、海外では一般的に導入されていると承知をしております。国内については、今年の九月下旬に、通信サービスに使う電波オークションを導入する方針案を総務省が公表しまし

た。このように、今後国内での導入が実現することを期待しつつ、海外での状況についても一度確認しておきたいと思っております。

この電波オークションについては、世間の反応を見ると、特に主要な放送メディアが強く反対をされているように感じるわけです。ここで整理しておきたいこととしては、放送と通信で状況が大きく異なってくると思われるわけです。両者を分けて考える必要があるという問題意識の下、総務省にお伺いいたします。

OECD各国での電波オークション導入状況に関して、通信、放送、それぞれについて、総務省の把握しているところをお伺いいたします。

○政府参考人(竹村晃一君) お答え申し上げます。

まず、携帯電話用周波数のオークションについては、入札額の多寡のみによって落札者を決定する純粋オークション、カバレッジ義務などの義務、条件を課した上で行う条件付オークション、技術やサービスの審査項目の得点化や係数化を行い、入札額と組み合わせる審査を行うスコアリングオークションといった様々な形態があると承知をしておりますが、大多数のOECD加盟国において何らかの形で周波数オークションが導入されているものと承知をしております。

次に、放送用周波数のオークションについては、OECD加盟国のうち、放送に関してオークションを行った国として米国や英国の例があるものと承知をしております。米国においては、主にAMラジオやFMラジオについて、新規割当ての場合にオークションを行っており、再免許についてはオークションを実施していないと聞いております。英国においては、民放アナログテレビ放送局の事業免許については、一九九一年と一九九五年の二回オークションを実施して以降実施をしていないと聞いております。その後、例えば、二〇一四年に英国政府がオークションを実施せず再免許を与えた理由としては、質の高い番組提供を維持するためと承知をしております。

○浜田聡君 ありがとうございます。

放送に関しては興味を持って聞かせていただきました。放送に関して国内でどうしていくのか、電波の有効利用に関して高い関心を持って私も提案していこうと思っております。

次に、電波の割当てに関する事として、政治家と官僚の役割の違いについて、総務大臣の姿勢をお聞きしたいと思います。

昨年、東北新社による総務省幹部接待問題がありました。総務省としては国会でいろいろ追及されたかと思っております。少し古い話題で恐縮なんですけど、今回、東北新社の接待問題に関連して、高市早苗元総務大臣のブログ記事を配付資料として用意させていただきました。

あらかじめ申し上げておきますと、私、高市早苗議員には、自民党総裁選に挑戦された点など、大いに期待していることを申し上げた上で、あえて批判的に取り上げさせていただきます。

注目したい点を読み上げさせていただきます。記事最後のページになると思いますが、中央から後半辺りにかけての部分になります。大臣も副大臣も通信事業の許可に直接関わることなどありません。そもそも私たちは決裁をしていないのですから、N T T法や電気通信事業法に基づく認可の中で、事業に関わるものの最終決裁をするのは大臣や副大臣ではなく局長ですとあります。

私は、この内容を元総務大臣が書いていることについて違和感があります。通信事業の許可とというのは国にとって非常に影響力の大きなものであると承知をいたします。それをどのように調整していくかというのを誰がすべきかということについては、現時点ではオークションのように透明性のある制度になっていない現状では、国民から民主的手続で選ばれた政治家が行うべきだと考えます。この高市早苗元総務大臣の記載内容だと、そういった重要な許可の権限を大臣が放棄して選挙で選ばれていない官僚が決めているというように感じるわけでございます。

そこで、松本大臣に通信事業の許可の最終決定者について質問します。

とが期待される上で現状のところについて聞きたいんですけど、通信事業の許可については大臣を始めとする政治家が責任を持って決裁すべきと考えますが、大臣の見解をお聞きしたいと思います。

○国務大臣(松本剛明君) 今、私も大臣を任命している身では、総務省の業務について責任を持って臨まなければいけないということは、委員からも御指摘のあったとおりでございますが、その上で、許可等の行政上の重要な決定においては、適正性、透明性を確保して、組織として判断できることが重要であるというふうに考えております。総務省におきましても、その観点から必要なルールを策定して許可を行っているところでございます。

お尋ねの決裁権限につきましては、総務省行政文書取扱規則において、案件に応じて文書の最終決裁権者などを定めているところでございます。

通信事業の許可については、例えば、N T Tの取締役及び監査役の選任及び解任の決議の認可など特に重要なものは大臣を最終決裁権者とし、N T Tの事業計画の認可や電気通信事業の登録など定常的なものは局長や地方支分部局長に決裁を委ねるなど、許可の性質等に応じて最終決裁権者を定めているところでございますが、この決裁に先立って組織としてしっかりと審査をした上で決裁権者の決裁を得るといった形になると考えております。事務の適正かつ効率的な運営を図ってまいりたいと思っております。

また、決裁に関するルールにはこれからも従って、適切に処理させていただく所存でございます。

○浜田聡君 御答弁ありがとうございます。

御説明は分かりました。ただ、ブログの記載からは、大臣が重要な決定は官僚に丸投げというような考え方もあります。これは問題だと思っております。総務省の官僚の方もそのような大臣の意図を知った上で悪用するような雰囲気があれば問題だと思っておりますので、今回お答えいただきました。

ちよつと質問、あと少し残っていたんですが、時間が来ましたので終わります。ありがとうございます。

○委員長(河野義博君) 他に御発言もないようです。これから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○伊藤岳君 私は、日本共産党を代表して、国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の改正案に対する反対討論を行います。

本法案は、将来における我が国の経済社会の基盤となる革新的な情報通信技術の創出推進のためとして、基金を情報通信研究機構に設置するものです。社会実装などの支援を含めた将来にわたる恒久的な枠組みづくりです。

しかし、同機構は、既に新規募集を停止している民間基盤技術研究促進業務で五百七十二億円もの繰越欠損金を抱えて、回収されないおそれがあると厳しく指摘をされています。

この業務を機構に位置付けた基盤技術円滑化法の改正では、NTT株配当金を投入してきた政府と運営を主導してきた経団連の責任が曖昧にされ、ツケは国民に押し付け、大企業の負担なしに成果を企業に帰属させるというやり方が進められてきました。こうした民間技術開発支援の方向性や手法が適切だったのか、検証することこそが求められます。

その検証総括もなく、ビヨンド5Gの世界市場で、我が国の企業シェアを拡大し、国際競争力確保を目指すとして、基礎、基盤的な研究開発の段階から国費による集中的な支援を進めるとしていくことは問題であり、更に対象を広げ恒久的な仕組みをつくることには反対です。

また、電波法の改正案では電波利用料を基金に充てることを可能とします。電波利用料は、免許を受けた者から徴収する共益費としての性格を有し、国民が広く電波を利用しやすくするために使われるべきであり、電波利用料の性格を超える措置には反対です。

以上を述べ、討論といたします。

○委員長(河野義博君) 他に御意見もないようです。これから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(河野義博君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、小沢君から発言を求められておりますので、これを許します。小沢雅仁君。

○小沢雅仁君 私は、ただいま可決されました国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、立憲民主・社民、公明党、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及びNHK党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府及び国立研究開発法人情報通信研究機構は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、政府は、ビヨンド5Gを始めとする情報通信技術が今後の社会や産業の基盤として重要であることを踏まえ、その技術の迅速かつ確実な進展と成果の社会実装に向けて継続かつ十分な支援措置を行うこと。

二、政府は、ビヨンド5Gにおける我が国の国際競争力を確保するため、研究開発計画の具体化や研究開発支援の拡大等を進めるとともに、ビヨンド5Gに係る国際標準規格において、必要不可欠な特許権等の知的財産権を我が国の事業者がより多く取得できるよう、官民を挙げて戦略的に取り組むこと。

三、政府は、ビヨンド5Gの早期実現とグローバル展開を加速するため、戦略的パートナー

との国際連携を推進するとともに、二〇二五年の大阪・関西万博において我が国の研究成果等を広く発信できるよう着実に取組を進めること。

四、アフターコロナの時代においても情報通信の果たす役割が重要となることに鑑み、機構においては、我が国唯一の情報通信に特化した公的研究機関としての使命を再認識するとともに、ビヨンド5Gを始めとした研究開発に不断にいそしみ、その成果の社会実装に向けて貢献すること。また、政府は、機構の業務の評価を適切に行うとともに、必要な人員・予算等を確保するよう努めること。

五、機構は、その委託・助成による研究開発については、本法により造成される基金によるものも含め、効果的・効率的に行われるよう当該研究開発の評価・検証を適切に行うとともに、その実施状況や検証結果について適時・適切に公表するなど透明化を図ること。

六、政府は、本法による電波利用料の基金への活用に当たっては、電波利用料が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用を原則として全ての無線局について公平に負担するものであることに鑑み、基金に充てられた電波利用料の用途を公表するとともに、電波の適正な利用の確保に資する事務・事業となるよう留意し、最大限効率的に活用されるよう適正化を図ること。

七、政府は、高齢化や過疎化などの社会課題に直面する地方を活性化し、持続可能な経済社会を実現するため、光ファイバ、5G、データセンター等の情報通信インフラ整備については、地方のニーズを適確に反映するとともに、遅滞することなく迅速に推進すること。

八、政府は、今後ビヨンド5Gを始めとする情報通信技術の発展により、電波が一層貴重な資源となることが見込まれることから、その有効活用に向けた取組に努めること。

九、政府は、情報通信技術の発展とともに、情報セキュリティ対策や個人情報保護の重要性

が一層高まっていることを踏まえ、国民の権利利益の侵害を未然に防止することができるよう、安全性・信頼性の高い情報通信ネットワークの構築に向けた研究開発等を推進すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(河野義博君) ただいま小沢君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○委員長(河野義博君) 多数と認めます。よって、小沢君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、松本総務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。松本大臣。

○国務大臣(松本剛明君) ありがとうございます。ただいま御決議のありました事項につきまして、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

○委員長(河野義博君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(河野義博君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十七分散会

十二月一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律案

## 国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律案

国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律

(国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部改正)

第一条 国立研究開発法人情報通信研究機構法(平成十一年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項及び第三項中「同条第四号」を「同条第六号」に改める。

第十五条の二の次に次の二条を加える。

(情報通信研究開発基金の設置等)

第十五条の三 機構は、将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる革新的な情報通信技術(第一号において「革新的情報通信技術」という。)の創出を推進するため、第十四条第一項第一号、第八号(同項第一号に係る部分に限る。)及び第九号に掲げる業務(他に委託して行うものに限る。)並びに同項第十号に掲げる業務のうち次の各号のいずれにも該当するもの及びこれに附帯する業務に要する費用に充てるための基金(以下「情報通信研究開発基金」という。)を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

一 革新的情報通信技術の創出のための公募による研究開発又は研究開発の成果の普及若しくは実用化に係る業務であつて特に先進的で緊要なもの

二 複数年度にわたる業務であつて、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるもの

2 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、情報通信研究開発基金に充てる資金を補助することができる。

3 情報通信研究開発基金の運用によつて生じた利子その他の収入金は、情報通信研究開発基金に充てるものとする。

4 通則法第四十七条及び第六十七条(第七号に係る部分に限る。)の規定は、情報通信研究開発基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。

5 総務大臣は、情報通信研究開発基金の額が情報通信研究開発基金に係る業務の実施状況その他の事情に照らして過大であると認めるときは、機構に対し、速やかに、交付を受けた情報通信研究開発基金に充てる補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付すべきことを命ずるものとする。

6 前項の規定による納付金の納付の手續及びその帰属する会計その他国庫納付金に関し必要な事項は、政令で定める。

(国会への報告等)

第十五条の四 機構は、毎事業年度、情報通信研究開発基金に係る業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後六月以内に総務大臣に提出しなければならない。

2 総務大臣は、前項に規定する報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。

第十六条中「(以下それぞれ「基盤技術研究促進勘定」、「債務保証勘定」、「出資勘定」及び「一般勘定」という。)」を削り、同条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号の次に次の二号を加える。

四 情報通信研究開発基金に係る業務(次号に掲げる業務を除く。)

五 情報通信研究開発基金に係る業務（電波法（昭和二十五年法律第三十一号）第百三条の二第四項第三号に規定する補助金の交付を受けて実施するものに限る。）

第十七条第一項中「債務保証勘定及び一般勘定」を「前条第二号に掲げる業務に係る勘定及び同条第六号に掲げる業務に係る勘定（以下それぞれ「債務保証勘定」及び「一般勘定」という。）」に改め、同条第四項中「基盤技術研究促進勘定及び出資勘定」を「前条第一号に掲げる業務に係る勘定及び同条第三号に掲げる業務に係る勘定（以下それぞれ「基盤技術研究促進勘定」及び「出資勘定」という。）」に、「うめ」を「埋め」に改める。

第二十六条に次の一号を加える。

三 第十五条の三第四項において読み替えて準用する通則法第四十七条の規定に違反して情報通信研究開発基金を運用したとき。

附則第十二条から第十五条までを削り、附則第十六条を附則第十二条とする。

（電波法の一部改正）

第二条 電波法（昭和二十五年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第百三条の二第四項第三号中「交付」の下に「（国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）第十五条の三第一項に規定する情報通信研究開発基金その他の当該研究開発を複数年度にわたり実施するための基金に充てるためのものを含む。）」を加える。

第百三条の三に次の一項を加える。

4 総務大臣は、前条第四項第三号に規定する基金に充てるための補助金を交付した場合は、毎会計年度、当該基金の残余額その他当該基金の使用状況を調査し、その結果を公表するものとする。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中国立研究開発法人情報通信研究機構法附則第十二条から第十五条までを削り、同法附則第十六条を同法附則第十二条とする改正規定は、令和六年四月一日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

2 前項ただし書に規定する改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。